

法務局との相続登記合同無料相談会を開催して

相談事業部長 胤末 理恵子



6月中旬のある日、電話に出た補助者が、「法務局のT様からお電話です。」という。「あ～補正？」と少々電話口に出ると、法務局総務課のT氏から、「司法書士会は8月に相続登記無料相談会を開催するそうですが、法務局も合同でさせていただきますか。」という。この日の数日前の常任理事会で、毎年2月に行っている「相続登記はお済みですか？月間」を8月にも開催することを提案し、承認されたばかりでした。

大分県では、県外で暮らしている方々が、年越しや正月に帰省する他、8月の旧盆にも帰省する習慣が今なお残っているため、盆帰省して浮上する相続やその他家庭内の問題（遺言、老親の認知等）について、夏の相談会を開催することで、問題解決に役立つのではないかと思います。しかしながら、T氏からよく話を聞いてみると、法務局では某1日を相談会開催日として行う形を想定していたとのことで、当会が行おうとしているのはスポット的な相談会ではなく、毎年2月に行う相談会形式で行う予定である旨答えたところ、とても残念そうなお様子でした。

当時は、5月9日から開催された熊本地震の無料電話相談の相談員確保（青年会の有志の方々の篤志に助けられました。）や九Bの報告をとりまとめる福岡県会への報告、11月に開催する8士業で行う専門士業相談会の準備等で、疲労困憊し、且つ仕事も停滞し限界を感じていたため、法務局からの提案をできれば受けたくないというのが本音でした。しかし、司法書士会と法務局とが合同して相続登記無料相談会を行うことのメリットの大きさを考えると機を逸してはならないと思い、

合同相談会を開催する方向へ踏み出すことに決めました。常任理事会でも、満場一致で承認されました。法務省では、東日本大震災、空き家問題等において、相続登記ができていないことによる震災復興の遅れや空き家問題の停滞等弊害が生じているため、相続登記を推進し、司法書士による相続登記を後押しする動きがあり、今回の提案は、その反映であると思いました。

法務局との合同相談会は、8月初旬を目途に開催することになったため、1ヶ月余りしか時間が無い中、法務局のT氏と会場やチラシ、相談員、相談体制等諸々のことについて、打合せを行いました。

本相談会は、本年度の事業計画で予算組みがなされていないことから、本会からは当会相談員の日当と会場費しか出してもらえないため、法務局がチラシ5,000部の費用負担及び各市町村の窓口や法務局等にもチラシを配布してくれることになりました。

8月7日（日）の相談会は、ホルトホール302会議室で10時～15時まで行われました。9時半頃から始めた会場準備に、法務局の方々も設置に協力してくださり、時間前から来場した相談者の対応にも応じることができました。相談員は、法務局から5名（統括、次長等も来られました。）、司法書士会からは11名で対応しました。本相談会は、司法書士会主体で相談に応じ、法務局側がサポートして下さるという方針で行いました。

5時間の相談会の来場者は20名、相談件数は14件でした。

この相談会開催を決定してから1ヶ月程しかないので、どの程度広報の効果があるのか不安でしたが、法務局の力強いバックアップがあったこと、広報部が緊急の後援依頼に対応してくださっ

たことなどで相談者が集まりました。

思いがけないことに、この合同相談会開催の実行に伴い、法務局と当会との連携がさらに深まることになりました。

合同相談会の準備を進める途中に、法務局と司法書士会の協議会も行われました。協議中、局長から、8月の「相続登記はお済みですか？」の月間中、本局または各支局管轄に事務所を有する「各会員の氏名・事務所・連絡先」が書かれたチラシやポスターを掲示してはどうかとの提案があったのです。かつてない嬉しい提案に、翌日からチラシ案の作成にも取りかかりました。法務局で偶然そのチラシを見た人が、相続登記の依頼に訪れたという嬉しい報告もありました。また、法

務局のB次長等と共に、当会の執行部や空き家問題対策委員も同行して、県内8市町村をまわり空き家問題や相続登記推進協力を求める活動を行いました。

法務局の方々と一緒に、各市町村長や市の担当者の方々と面会し、相続登記の重要性を伝えることができたのは、司法書士会として大収穫だったと思います。

最後に、昨今の司法書士の職域は拡大し、日々勉強の毎日ですが、たかが相続登記されど相続登記。困難事案の解決は、司法書士法とのからみもあるものの、依頼者のために最良の結果が出せるようにする熟練の業の研鑽も日々勉強していきたいと思う今日この頃です。

司法書士会 “相続登記” 合同無料相談会

「相続による所有権移転」登記は、土地や建物を管轄する法務局に申請が必要です。

平成28年8月7日(日) 午前10時～午後3時
場所/ホルトホール大分 302会議室

相続登記をしないと…こんな問題が!

土地を売りたいという人がいても、すぐに手続きができない

増築資金として融資を受けたいが、登記簿が先祖名義となっているため手続きができない

早いこと相続登記しなかったら、借金や、こげな事にはならずすんだ

兄弟間の遺産相続(争続)の火種となる。

災害復旧のための工事をしたいが、所有者と連絡がとれない。

司法書士がすること	法務局がすること
<input type="checkbox"/> 戸籍をたどって法定相続人を確認 <input type="checkbox"/> 登記に必要な書類を集める <input type="checkbox"/> 登記申請書の作成し、交付書類を届出法務局に提出 <input type="checkbox"/> 登記完了証・登記簿別情報通知書を受領する <input type="checkbox"/> 必要に応じて登記事項証明書を取得する	<input type="checkbox"/> 登記申請書の受付 <input type="checkbox"/> 書類を審査して必要に応じて補正を促す (補正できない場合は取下または却下決定) <input type="checkbox"/> 登記簿が登記を発行する <input type="checkbox"/> 登記簿別情報通知書を作成する

大分県司法書士会
TEL.097-532-7579
総合相談センター 相談予約 TEL.097-535-4110
(毎週月曜～金曜日 午前9時～午後5時 相談無料)

大分地方方法務局
TEL.097-532-3161
http://houmukyoku.mof.go.jp/olta/index.html
[来県につなぐ相続登記] [後援]